

令和7年 第11回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和7年10月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会	開 会	令和7年10月27日 午後1時30分			議長 青山 晴重	
日 時 及 び 宣 言	閉 会	令和7年10月27日 午後2時00分			議長 青山 晴重	
応 招 委 員 及 び 出 席 並 び に 欠 席 委 員 出席 10名 欠席 0名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	丸田 学	○	10	青山 晴重	○
	2	佐々木 哲三	○			
	3	宮本 好	○			
	4	曾川 泰寛	○			
	5	佐伯 昌彦	○			
	6	菊地 哲也	○			
	7	田中 恭一	○			
	8	西岡 正雄	○			
	9	吉田 新一	○			
会議録署名委員	5 番	佐伯 昌彦		6 番	菊地 哲也	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 山 本 玲		事務局員 楽 木 雄 太	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R7.10.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開 会	議 長	ただいまより、令和7年第11回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は10名でございます。 したがって、総会は成立いたします。
日 程 1 会議録署名委員	議 長	日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 本日の会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番の佐伯昌彦委員及び、6番の菊地哲也委員をお願いいたします。
日 程 2 会期の決定	議 長	次に、日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日一日といたしたいと思います。 ご異議ありませんか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、会期は本日一日といたします。
日 程 3	議 長	次に、日程第3 議事に入ります。
議案1号	議 長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書について」の件を議題といたします。事務局長より説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明) 以上の申請内容は、農地法第3条調査書の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、本件は農地法第3条第2項第7号の「地域との調和要件」が審査対象となります。申請者の地区委員であります菊地哲也委員にお伺いします。本件の調和要件は問題ありませんか。
	6 番委員	特段問題はないと思います。
	議 長	議案説明、地区委員からの報告が終わりました、質疑をお受けいたします。
	5 番委員	今回の案件に異論はないのですが、基本的には貸主が貸主の父から農地の生前贈与等を受けており、その際に納税猶予を受けている場合は、貸し手の納税猶予を継続するためには使用貸借をする方法のみとなるという解釈でよろしかったでしょうか。

議 事 の 経 過 (R7.10.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 1 号	事務局長	委員が仰っている内容であれば、使用貸借のみとなります。ただし、今回のケースの場合は納税猶予ではなく相続時精算課税制度を活用しておりますので、基本的には使用貸借でなければならないという縛りはありません。あくまでも貸し手と受け手の話し合いの結果「使用貸借」という形になったものであります。ですので、今回は不動産取得税のみ課税される流れになるものであります。
	5 番委員	万が一貸し手に何かあった場合、土地の所有者が変わると思われませんが、後々問題になる可能性はないのか。
議案 2 号	事務局長	仮に貸し手に何かあった場合、農地に関しては「相続財産」に切り替わる形になります。「相続財産」の場合は貸し手からの直系卑属が対象となる。その際に相続人となった方が、仮に今回の受け手に対して所有権を移転するという形になれば所有権は受け手に変わることとなります。基本的に問題がないのであれば、「相続財産」として相続された方が良くと説明しております。
	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書について」の件を可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の内 1 番の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました吉田新一委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	9 番委員	10月15日に農業委員 3 名、事務局 3 名と現地確認を行いました。現況としては雑木等が植生しており、再度畑として利用することは難しいという判断に至りましたので、報告します。

議 事 の 経 過 (R7.10.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
議案 2 号	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の内 1 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
議案 2 号	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の内 1 番の件は、可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の内 2 番の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)
	議 長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました吉田新一委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	9 番委員	10 月 15 日に農業委員 3 名、事務局 3 名と現地確認を行いました。現況としては草刈等の管理もされている形跡はなく、対象地の両脇には住宅が建立しておりました。果木の植生も確認されましたが、再度田として利用することは難しいという判断に至りましたので報告します。
	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の内 2 番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の内 2 番の件は、可と決定いたします。
	議 長	次に、議案第 2 号「現況証明の願い出について」の内 3 番の件を議題といたします。事務局長より、説明願います。
	事務局長	(議案朗読により、説明)

議 事 の 経 過 (R7.10.27)		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
議案2号	議 長	説明が終わりましたので、今回現況調査を行いました吉田新一委員長より、調査結果の報告をお願いします。
	9 番委員	10月15日に農業委員3名、事務局3名と現地確認を行いました。荒廃している状況を確認しており、再度復旧して畑及び田として利用することは難しいと判断しましたので報告します。
閉 会	議 長	報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
	議 長	(他に、質疑はございませんか。)
	議 長	質疑が無いようですので、議案第2号「現況証明の願い出について」の内3番の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号「現況証明の願い出について」の内3番の件は、可と決定いたします。
	議 長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和7年 第11回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。